**その他連絡事項について**

**１．介護予防支援事業所の指定について**

今般の制度改正により、令和6年4月から、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）設置者のほか、指定居宅介護支援事業所も介護予防支援事業所の指定を受け、ケアプランを立てることが可能となります。

ただし、介護予防ケアマネジメント（介護予防・生活支援サービス事業のみのケアプラン作成）については、介護予防支援とは異なり、指定居宅介護支援事業者はこれまでどおり高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）からの委託をうけて実施してください。

開設を予定する場合は、介護保険課推進係指定担当まで事前にご連絡をお願いいたします。

**＜参考資料＞**

①第239回社会保障審議会介護給付費分科会

【参考資料１】令和６年度介護報酬改定における改定事項について

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001213182.pdf

②第109回社会保障審議会介護保険部会

資料３－１　改正介護保険法の施行等について（報告）

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001176038.pdf

③介護保険最新情報vol.1201（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001197350.pdf>

**２．介護サービス事業者における光熱費等価格高騰緊急対応補助事業の終了について**

新宿区では、光熱費等の物価高騰の影響を受ける介護サービス事業所の負担を軽減し、利用者へのサービスの水準の維持を図ることを目的として、令和４年度から光熱費等価格高騰緊急対応補助事業を実施したところです。

令和６年度以降につきましては、令和６年度介護報酬改定において、物価高騰を踏まえた改定であることが示されたことを受け、補助事業を終了いたします。

**３．高齢者支援課からのお知らせについて**

次の（１）～（４）について、お知らせいたします。

　（１）介護者家族会について（配付資料：カラー刷りA４版チラシ「新宿区家族会」）

　（２）「らんぷカフェ～落合～」について（配付資料：カラー刷りA４版チラシ「らんぷカフェ～落合～」）

（３）「防ごう！高齢者虐待」について（配付資料：リーフレット「防ごう！高齢者虐待」）

（４）介護保険外サービスについて

**４．東京都介護職員・介護支援専門員　居住支援特別手当事業について**

都では、介護職員等の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、生活の基盤である住居費などが高いことに着目し、居住支援特別手当を支給する事業者を支援します。

介護職員の処遇の改善を目的とし、介護職員及び介護支援専門員に月額１万円（法人勤続５年目までは１万円加算）を支援します。

なお、説明動画について、次のとおり都より配信予定です。

・配信予定日　３月１５日（金曜日）（予定）

・動画・資料掲載予定URL　https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html

**５．各問合せ先について**

上記１及び２・・・介護保険課　推進係（０３-５２７３-４５９６）

上記３・・・・・・高齢者支援課　高齢者支援係（０３-５２７３-４３０５）

高齢者相談第一係（０３-５２７３-４５９３）

高齢者相談第二係（０３-５２７３-４２５４）

上記４・・・・・・東京都福祉局　高齢者施策推進部 介護保険課（０３-５３２０-４２６７）